

日光国立公園日光地区 日光パークボランティア募集要項

1. はじめに

日光国立公園は、1934年（昭和9年）に日本で最初に誕生した国立公園の一つです。公園区域は群馬、福島、栃木の三県にまたがり、日光、鬼怒川、栗山、那須、甲子、塩原などの地域（約11万ha）が指定されています。

日光パークボランティアの活動地である奥日光地域は、男体山や日光白根山などの山岳に囲まれ、さらに火山活動によって生まれた中禅寺湖、戦場ヶ原、小田代原などの優れた自然景観と湿原植物に代表される多様な動植物に恵まれており、毎年多くの観光客が訪れる観光地にもなっています。しかし、近年はニホンジカの増加に伴う植生の変化、オオハングンソウをはじめとした外来植物の繁茂などが問題となっています。

日光自然環境事務所では、日光国立公園奥日光地域の素晴らしい自然を守り、自然保護思想の普及と適正な利用マナーの推進を図ることを目的として昭和60年度より日光パークボランティアを募集し、これまでに奥日光地域で様々なボランティア活動を展開してきました。

現在約40名の日光パークボランティアが活動しておりますが、活動内容の多様化等に対応するため、第6期の募集を行います。

2. 活動内容

主に以下に示す活動を行います。

①美化清掃

人の利用が多い園地や歩道での清掃活動（ゴミ拾い）や看板拭きをします。

②外来植物の除去

繁茂が著しいハルザキヤマガラシとオオハングンソウを中心に抜き取りをします。

③自然解説

公園利用者に動植物の生態や行動、地域の歴史や文化を含めた自然解説をします。

④植物調査

植物の開花数をカウントする調査やシカによる樹皮剥ぎ状況の調査などをします。

⑤その他

冬期間のパトロールや会報誌の作成などをします。

3. 募集定員

20名程度

募集定員を大きく超えて申し込みがあった場合には、申込書の記載内容を考慮し、研修参加者の調整をさせて頂くことが有り得ますことをご了承ください。

4. 応募要件

以下のすべてに該当することを応募要件とします。

- ①国立公園保護への理解と公園利用者の模範としての自覚を有し、活動に精力的に参加する意志を有する方
- ②日光パークボランティアの趣旨に賛同し、平成28年度より日光パークボランティアとして年間概ね7日間以上活動できる方
- ③日光国立公園内での野外活動ができる健康と体力を有し、自己の責任のもとに健康管理ができる方
- ④平成27年4月1日時点で満22歳以上ある方
- ⑤下記「6. 養成研修」で示す養成研修会に出席し、履修できる方
- ⑥養成研修後、平成27年度中に実施する日光パークボランティア活動に3回以上参加できる方。

5. 登録

下記「6. 養成研修」を履修し、日光パークボランティアとして活動する意思を有する方で、パークボランティアとして活動するに支障がないと日光自然環境事務所長が認めた方を登録します。

なお、平成29年3月31日までの期間、安全確保の観点等から、新たに登録を受けたパークボランティア単独での活動は認めません。

6. 養成研修

パークボランティアとして活動する上で必要な知識や心得などの習得を目的として養成研修を下記のとおり実施する予定です。

パークボランティアとして登録されるためには養成研修に参加し、履修することが必須となります。

＜養成研修（予定）＞

日時：平成27年7月11日（土）～7月12日（日）の2日間

場所：1日目　日光湯元ビジターセンターでの座学

　2日目　戦場ヶ原等での野外学習

費用：無料（交通費は自己負担）

7. 応募方法

養成研修参加希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、郵送・FAX・E-mailのいずれかで応募してください。

＜申込書取得方法＞

窓口での受取：日光自然環境事務所または日光湯元ビジターセンター（日光市湯元）

E-mailでの受取：下記「8. 申し込み・問い合わせ先」に連絡

HPでの受取：次のホームページアドレスよりダウンロードが可能

環境省_日光国立公園 (<https://www.env.go.jp/park/nikko/>)

日光湯元ビジターセンター (<http://www.nikkoyumoto-vc.com/>)

＜応募〆切期日＞

平成27年6月23日（火）（郵送の場合は当日消印有効）

※〆切後、応募者全員に連絡いたします。

この際、養成研修に参加いただく方に養成研修の詳細をお知らせいたします。

8. 申し込み・問い合わせ先

環境省 日光自然環境事務所（担当：中野）

〒321-1434 栃木県日光市本町9-5

TEL 0288-54-1076／FAX 0288-53-4154

E-mail : N-KANTO@env.go.jp

（件名に「日光パークボランティア応募」と表記してください。）

9. その他

登録後のパークボランティア活動については次の通りです。

貸与：活動中に身につける帽子、ワッペンを貸与します。

必要経費：交通費、食費等は自己負担を原則とします。

補償：ボランティア活動中の事故による傷害などの補償については、環境省が加入するボランティア保険の範囲内での対応となります。